

事 務 連 絡
令和2年4月24日

一般社団法人住宅生産団体連合会 御中

国土交通省住宅局住宅生産課

緊急事態宣言の趣旨を踏まえた住宅展示場における対応について

「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針（令和2年3月28日（令和2年4月16日変更））では、まん延防止として、最低7割、極力8割程度の接触機会の低減を目指すこととし、緊急事態宣言を受け、都道府県においては緊急事態措置として、新型インフルエンザ特別措置法に基づき、外出や催物の開催の自粛、施設の使用制限等の要請や協力依頼が行われています。

これらの要請等を受け、いわゆる住宅展示場等につきましても、既に催物の開催の自粛や住宅展示場の閉鎖等の対応をとられているところもあると承知しておりますが、緊急事態宣言を受けた都道府県知事の要請や協力依頼に則して、多数の集客につながる催物については、開催の自粛・中止をお願いするとともに、三密（密閉、密集、密接）となる環境の回避など感染防止対策にご協力いただきますようお願いいたします。